令 和 6 年 度

簡易水道事業特別会計予算書

沖縄県与那国町

## 議案第 12 号

## 令和 6 年度 与那国町簡易水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度与那国町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給
   水
   戸
   数
   1,009戸

   (2) 年間総配水量
   448,480㎡
- (3) 一日平均給水量 1,229㎡
- (4) 主な建設改良事業 管路建設工事 112,330千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、財務支援業務等の費用に充てるため 4,500千円を借り入れる。

	収		入
第1款	簡易水道事業収	益	226,874千円
第1項	営 業 収	益	37,501千円
第2項	営 業 外 収	益	189,373千円
	支		出
第1款	簡易水道事業費	用	242,912千円
第1項	営業費	H	001 0407
77.1.7	呂 未 須	用	231,043千円
	営業外費		9,969千円
第2項		用	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
第2項	営 業 外 費 特 別 損	用	9,969千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額30,511 千円は引継金30,511千円で補填するものとする。)

	収		入
第1款 資	本 的 収	入	140,007千円
第1項	企 業	債	49,400千円
第2項	補助	金	90,467千円
第3項	負 担	金	140千円
	支		出
第1款 資	本 的 支	出	170,518千円
第1項	建設改良	費	116,750千円
第2項	企業債償還	金	53,668千円
第3項	予 備	費	100千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び 未払金の金額は、それぞれ48,236千円及び87,437千円である。なお、特例的支出中、簡易水道施設整備事業等 の費用に充てるため52,200千円を借り入れる。 (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	千円 53,900	証書借入	及い地方公共団体金融機関資金について、利率の目直しを行った後におい	償還期間は、措置期間を含め40年以内。 償還方法は、元利均等叉は元金均等等の方法 により償還する。ただし町財政の都合によ り、措置期間であっても繰上償還し、償還年 限を短縮し、叉は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1)各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する 場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費

7,078千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、116,479千円である。

令和 6 年 3 月 11 日 提 出

沖縄県与那国町長 糸数 健一